

2026 年 7 月 15 日

株主各位

大阪市中央区本町橋 2 番 46 号
株式会社 P A L T A C
代表取締役社長 吉田 拓也

臨時株主総会招集のための基準日設定の取消公告

当社は、2026 年 6 月 30 日付で、2026 年 8 月下旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026 年 7 月 15 日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定める旨の公告をいたしましたが、本日当該公告を取り消しいたします。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

同事務取扱事務所

大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

以 上